

長期信用銀行代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称

氏 名

印

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 長期信用銀行代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における長期信用銀行代理業の経過及び成果を記載すること。

- 3 所属長期信用銀行等

所属長期信用銀行名	長期信用銀行 代理業再委託者名		長期信用銀行代理業の 業務の内容
	委託契約 年 月 日	再委託契 約年月日	

（記載上の注意）

- 1 「所属長期信用銀行名」欄は、当期末現在における所属長期信用銀行（長期信用銀行法（以下「法」という。）第16条の5第3項に規定する所属長期信用銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。
- 2 「長期信用銀行代理業再委託者名」欄は、長期信用銀行代理業再委託者（法第17条において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて長期信用銀行代理業を営むときに限り、当該長期信用銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び長期信用銀行代理業の許可番号を記載すること。
- 3 「長期信用銀行代理業の業務の内容」欄は、所属長期信用銀行のために

行う長期信用銀行代理業の業務の内容を記載すること。

4 使用人の状況

	使 用 人
総 数	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における長期信用銀行代理業に従事する使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 事務所の状況

名 称	所 在 地	所 属 長 期 信用銀行名	長 期 信 用 銀 行 代理業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 「所属長期信用銀行名」欄及び「長期信用銀行代理業の業務の内容」欄は、事務所において複数の所属長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営むときは、当該所属長期信用銀行ごとに記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 長期信用銀行代理業の実施状況

(1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所 属 長 期 信用銀行名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合 計 (その他を含む)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合 計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属長期信用銀行ごとに記載すること。

②媒介

(単位：件)

所 属 長 期 信用銀行名	流動性預金		定期性預金	合 計 (その他を含む。)
	件 数	うち当座預金 件 数	件 数	件 数
合 計				

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第16条の5第2項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所屬長期信用銀行ごとに記載すること。

(2) 貸出金関係

①代理

(単位：千円、件)

所 属 長 期 信用銀行名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件 数	残 高	件 数	残 高	件 数	残 高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所屬長期信用銀行ごとに記載すること。

②媒介

(単位：千円、件)

所 属 長 期 信用銀行名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件 数	媒介額	件 数	媒介額	件 数	媒介額
			()	()		
			()	()		
合 計			()	()		

(記載上の注意)

- 1 当期中における法第16条の5第2項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた件数及び媒介額を所屬長期信用銀行ごとに記載すること。

2 「件数」欄は、媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を記載すること。

3 「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至つたものの契約時の貸付けの金額を記載すること。

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（長期信用銀行法施行規則第25条の16第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所 属 長 期 信 用 銀 行 名	代	理	媒	介
合 計				

(記載上の注意)

1 「代理」欄は、当期中における法第16条の5第2項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行つた契約件数を記載すること。

2 「媒介」欄は、当期中における法第16条の5第2項第3号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況

(単位：千円)

所 属 長 期 信 用 銀 行 名	手	数	料
合 計			

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属長期信用銀行（長期信用銀行代理業再受託者（法第17条において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する長期信用銀行代理業再受託者をいう。）にあつては、長期信用銀行代理業再委託者）から得た長期信用銀行代理業に係る手数料の金額を記載すること。